

振動規制法

(昭和 51 年法律第 64 号) (令和 4 年法律第 68 号による改正) (令和 7 年 6 月 1 日施行)

e-Gov(法) : https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=351AC0000000064_20250601_504AC0000000068

e-Gov(施行令) : <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=351C00000000280> (令和 3 年政令第 346 号による改正)

e-Gov(施行規則) : <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=351M50000002058> (令和 3 年環境省令第 3 号による改正)

環境省 HP: <https://www.env.go.jp/air/sindo/low-gaiyo.html>

この法律は、町村が指定した地域に法の対象となる施設を設置する場合に適用されます。設置する際は設置届を届けなければならない、届出事項を変更する場合は事前に変更届を届け出なければなりません。ただし、施設の数の変更は、増加する場合に必要なになります。届出の必要性はチェック用エクセルで確認してください。

この法律は、建設工事の振動も規制対象としていますが、以下の解釈表では引用していません。

条項	条文	種類
第 1 条	(目的) この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。	目的
第 5 条	(規制基準の遵守義務) 指定地域 ^{解釈上の注釈 1} 内に特定工場等 ^{解釈上の注釈 2} を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準 ^{解釈上の注釈 3} を遵守しなければならない。 (解釈上の注釈 1)「指定地域」は法第 4 条第 2 項で定義され、振動について規制する地域として町村が指定した地域。 (解釈上の注釈 2)「特定工場等」は法第 2 条第 2 項で「特定施設を設置する工場又は事業場」と定義。「特定施設」は法第 2 条第 1 項で「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるもの」と定義。具体的には、政令(施行令)別表第 1 に示された施設。印刷産業に関連する施設は、「印刷産業における環境関連法規集(2022 年版)」の p67 表Ⅱ-1-57 に記載。 (解釈上の注釈 3)「規制基準」は法第 2 条第 2 項で「特定工場等において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度」と定義。	義務 (改善命令) (命令違反は、1 年以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金)
第 6 条第 1 項	(特定施設の設置の届出) 指定地域内において工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る。)に 特定施設を設置しようとする者は 、その特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに、環境省令 ^{解釈上の注釈 4} で定めるところにより、次の事項 ^{解釈上の注釈 5} を市町村長に届け出なければならない。 (解釈上の注釈 4)施行規則第 4 条第 1 項。施行規則様式第 1 と規定。さらに、施行規則第 3 条で、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならないと規定。 (解釈上の注釈 5)引用省略	義務 (30 万円以下の罰金)
第 13 条	(小規模の事業者に対する配慮) 市町村長は、に対する第 9 条 ^{解釈上の注釈 6} 又は前条第 1 項 ^{解釈上の注釈 6} 若しくは第 2 項 ^{解釈上の注釈 6} の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。 (解釈上の注釈 6)第 9 条は設置届及び変更届に対する変更勧告の規定。第 12 条第 1 項は騒音が規制基準に適合しないことに対する改善勧告、第 2 項は改善命令の規定。小規模の事業者の定義はない。	配慮義務 (市町村長)